

1 日時 平成 30 年 11 月 20 日（火）14:00～15:50

2 場所 富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

(1) 富山県都市計画審議会出席委員

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| ・ 弁護士               | 細 川 俊 彦                      |
| ・ 税理士               | 土 開 由 香                      |
| ・ 元富山県中小企業家同友会副代表理事 | 小 柴 順 子                      |
| ・ 富山県建築士会監事         | 小 見 美由紀                      |
| ・ 富山県立大学教授          | 川 上 智 規                      |
| ・ 金沢大学教授            | 高 山 純 一                      |
| ・ 県議会議員             | 井加田 ま り                      |
| ・ 県議会議員             | 渡 辺 守 人                      |
| ・ 県議会議員             | 宮 本 光 明                      |
| ・ 県議会議員             | 岡 崎 信 也                      |
| ・ 北陸農政局長代理          | 渡 邊 勇 人（農村計画課長）              |
| ・ 北陸地方整備局長代理        | 笹 岡 和 幸（広域計画課長）              |
| ・ 北陸信越運輸局長代理        | 長谷川 遼 一<br>（富山運輸支局首席運輸企画専門官） |
| ・ J R 西日本金沢支社長代理    | 岩 谷 忍（企画課長）                  |

(2) 事務局

- |                |       |
|----------------|-------|
| ・ 富山県土木部都市計画課長 | 坂 井 禎 |
|----------------|-------|

4 配付資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 富山県都市計画審議会議案書
- ・ 参考資料

5 議 事

(議 事)

- 議案第 1 号 富山高岡広域都市計画都市高速鉄道の変更について
- 議案第 2 号 黒部都市計画区域のうち用途地域の廃止に伴い拡大する用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について
- 議案第 3 号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について
- 議案第 4 号 産業廃棄物処理施設（高岡市）の敷地の位置について

## 1. 開会

(司 会)

では、定刻より若干早いですが、皆さまお揃いです。それではただ今より、富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

今回は都市計画審議会委員改選後の最初の審議会となります。皆さまには都市計画審議会委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。委員の任期は4年となっておりますので、よろしくお願いいいたします。初めに、土木部長の水口功からご挨拶を申し上げます。

(土木部長)

土木部長の水口でございます。委員の皆さま方には、ご多用中のところ、富山県都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の都市計画行政の推進に格別のご支援、ご協力を頂き厚く御礼申し上げますとともに、この度の委員の改選に当たりまして、再任及び新任についてご承認を頂き、深く感謝を申し上げます。

さて、北陸新幹線の開業から3年半余りが経過しましたが、乗車人員は開業前の3倍近い水準での利用が続くとともに、観光客の増加や企業立地の進展など、県内各地でさまざまな開業効果が表れております。

県としましては、新幹線開業効果を持続・深化させるとともに、国の重要施策である地方創生戦略を最大限に生かし、県民一人一人が生き生きと暮らせる元気な富山県の実現に向け、今後ともその基盤となる社会資本整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、都市計画審議会は都市計画法の定めにより設けられておまして、県が都市計画法に基づいて土地利用や道路・公園などの都市施設、さらには土地区画整理事業などの市街地開発事業に関する都市計画を定めるに当たっての審議、また、建築基準法に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての審議などを行うことが定められております。

都市計画は、街の将来の姿を決定するものでして、この都市計画を決定する最終段階においてご審議を頂くということで、私は当審議会がまちづくりに果たす役割は大変大きなものがあると思っていますところ。

今後とも快適で魅力ある都市の形成に向けて、それぞれのご専門の知識や経験に基づき、忌憚のないご意見・ご提言を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。甚だ簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

(司 会)

なお、土木部長は所用によりこれにて退席させていただきます。

(土木部長)

申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

(司 会)

それでは、本日の第 175 回都市計画審議会の開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。

委員 20 名のうち 14 名のご出席を頂いております。内訳については、委員が 12 名、臨時の委員が 2 名でございます。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立をする旨ご報告いたします。

それでは次に、今回新たにご就任いただいた委員も含めまして、委員の皆さまを名簿順にご紹介させていただきます。

(各委員の紹介)

(司 会)

それでは、本日は委員改選後の初めの審議会になりますので、審議に入る前に会長の選出をお願いしたいと存じます。恐縮ですが、事務局で進めさせていただきます。

まず、会長の選出等に関する規定についてご説明いたします。お手元に配付している資料に、当審議会の条例がございますのでご覧いただきたいと思えます。条例の第 4 条第 2 項ですが、「会長は、学識経験のある者である委員のうちから委員が選挙する」と規定されております。なお、当審議会の運営要綱第 2 条の規定によりまして、会長の任期については 2 年となっております。

それでは、会長の選出に入りたいと存じます。どなたかご意見がございましたらお願いいたします。

(委 員)

よろしいでしょうか。前回は細川委員が会長を務めていただきましたが今回も細川委員にお願いできないかと思えます。

(司 会)

ただ今、細川委員にお願いしてはどうでしょうかというご意見がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

(司 会)

それでは、細川委員に会長就任をお願いしたいと存じます。以上で富山県都市計画審議会会長の選出を終了したいと存じます。

引き続き、審議会に移りたいと存じます。細川会長は会長席へご移動をお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、まずは審議会の次第と配席図、審議会委員の名簿、都市計画審議会の議案書と条例等の規程をお配りしていると思いますが、配付漏れ等がございましたらお申し付けください。はい、よろしいでしょうか。

次に、審議会の公開についてご説明させていただきます。本審議会は平成15年4月から原則公開としております。詳細については、お手元に配付しております資料に、本審議会の公開に関する取扱要領がございますので、別途ご覧いただければと存じます。ただし、個人情報の保護や本審議会の公正・円滑な議事の確保等の観点から、要領に規定する一定の事項の審議については、会長が本審議会に諮って非公開とすることができることとしておりますので、以上お伝えします。また、本審議会の審議結果及び議事録については、審議会終了後に県のホームページにて掲載させていただく予定でございます。

次に、各議案についてご審議を頂く委員についてご説明申し上げます。当審議会では、委員の他、議案に関係する臨時委員に審議及び議決にご参加いただくことになっております。これによりまして、議案第1号については、出席委員12名と長谷川臨時委員代理、岩谷臨時委員代理の14名で、その他の議案については委員12名でご審議いただくこととなります。臨時委員代理の方におかれましては、議案第1号の議決後にご退席されることとなります。なお、小柴委員におかれましては、15時頃、所用によりご退席されると伺っておりますが、議案の定足数上影響はございません。

それでは、以後の進行については、細川会長、よろしくお願いいたします。

(会 長)

ただ今より、第175回富山県都市計画審議会を開会いたします。

本日、会長に選任いただきました細川です。よろしくお願いいたします。

次に、当審議会条例第4条第4項の規定により、会長職務代理者を私から指名させていただきたいと存じます。会長職務代理者は、高山純一委員をお願いをいたしたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

(高山委員)

はい。務めさせていただきます。

(会 長)

次に、本審議会運営要綱第4条第2項の規定により、私から議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。小見美由紀委員と川上智規委員をお願いいたします。

本日は都市計画法及び建築基準法に基づき、知事から当審議会に付議された4議案についてご審議いただきます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

## 2. 議事

(議案)

### 議案第1号 富山高岡広域都市計画都市高速鉄道の変更について

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

土地の所有権の関係では変化はないわけですか。全て地鉄が持っている。赤いところになっても、黄色になっても、全て地鉄の所有地であるというならば、あまり気にすることはないのですが、その点はどのようなのでしょうか。

(事務局)

この区域の変更に伴う所有者については、富山地方鉄道さんということで変更はありません。

(会 長)

委員の皆さま方からご質問・ご意見を賜りたいと思います。先ほど、電車がホームに止まっているスライドがありました。現状のホームは三つ、変更後のホームは二つ。これは造り替えるわけですね。既存のホームを利用するのではなくて、基本的にはホームを造り替えるということなのですね。

(事務局)

現在の電鉄富山駅、スライドに映し込んでいる上段のホームです。これを壊しまして、高架化することになります。当然、壊す前には仮のホームなどを造りまして、そちらの方で運行を継続しながら、新しくホームを造る工事を進めていくことになります。

(委 員)

ちょっと教えてください。この地図を見ていると、エスタビルとのところが少し延長になったということなのですが、結局、利用者さんに何か不都合なことなどが起きるようなことはないわけですか。

(事務局)

今回の連続立体交差事業、これまでエスタビルを通過して真っすぐホームの方に行けた状況でした。ただ、事業後には高架化することになるものですから、新たにできる駅については現在のエスタビルを通りまして、もう一段エスカレーターないしは階段等をご利用いただいて、ホームに上がっていただくという構造になります。そのような意味では、これまでのご利用いただく方にとって

は、そういった高低差が出てくる状況にはなりますが、私どもはここを整備していく上では、そういったバリアフリーの観点でも、この整備については十分留意していきたいと考えております。

(委 員)

分かりました。ありがとうございました。

(会 長)

どうぞ。

(委 員)

そうしましたら、階段が一段多くなるというか、上へ上がることになりましたら、足のご不自由な方や年配の方の配慮は、何か工夫されているのでしょうか。教えてください。

(事務局)

今ほどのバリアフリーに関連します。今、画面の方では横断東線の方からいったん斜めに、いわゆる左側の方にエスカレーターで上がって行って、その後折り返してホームの方に上がっていくということが見受けられるかと思えます。一つはこのルートを確認するという事です。

併せまして、今ほどおっしゃっていただきましたように、ご高齢の方や車いすの方々のご利用も当然考えておりました、エスカレーターの他にも、エレベーターの設置は必要ではないかと思っております。そういった観点の整備を進めていきたいと考えております。

(委 員)

形状の変更と路線の延長については特に意見はないのですが、縦列で運営をすることを含めて、先ほどの部長のお話にもありましたが、富山市も観光客を含めて、富山駅の利用が随分増えたのではないかと思うのですが、当然、それに応じて富山地铁の利用者も増えているのではないかと予想しているのですが、駅の形状変更に合わせて運行本数を増やすとか、終発をもう少し遅くするとか、そのようなことについての計画があるのかないか、その辺は承知しているでしょうか。

(事務局)

今ほど、富山地方鉄道の運行という観点でのご意見と取らせていただいたのですが、一つは先ほど言ったように、この都市計画の決定時、いわゆる平成17年当時の一つの運行形態、その状況などを考慮しまして、一つの都市計画の決定ということで、ホーム長80mで運行できるのではないかと考えていたところですが、おっしゃっていただいたように、富山地方鉄道さんの方から、鉄道の

利用なども少しずつ増えているとお聞きしております。

また、今後の運行ダイヤの状況については、当然、富山地方鉄道さんの方で考えていかれるところではありますが、そういった富山地方鉄道さんのご意見などもお聞きしながら、今回の都市計画の決定に当たっては、それらも考慮した上で、現在のホーム長をこれだけ確保いただければ、一定の運行ダイヤの確保ないしは今後の状況については、対応可能ではないかというご意見は頂いております。

(委 員)

はい。ありがとうございます。

(会 長)

JRの駅から地鉄に乗るときの移動の距離は、高架になるから、上がる部分だけが長くなるという理解でよろしいのですか。

(事務局)

そうです。その点については、富山駅、いわゆる新幹線をご利用いただいて、今の富山駅前広場を経由して、電鉄富山駅に行って、地鉄をご利用されるようなルートを考えますと、少なくとも現在よりは少し遠くなることになるかと思っております。

(会 長)

その少しというのは、高架で段差があるから、その段差をクリアする部分だけなのですね。

(事務局)

そうです。おおむねその段差で、エスカレーターを新たに利用しなければならぬことを含めて、少しホームの位置が東側に移動するものですから、そのような観点では、本当に電車に乗るまでの距離は現在よりも遠くなるかと考えております。

ただ、一方、新しく東側からのご利用をされる方については、新しい富山駅横断東線からご利用いただけるということで、その点については、東側からご利用いただく方は短くなると思いますか、駅を短い距離でご利用いただけるのではないかと考えております。

(会 長)

都市計画道路堀川線から乗る人は、近い距離ということですか。

(事務局)

そうです。東側からご利用いただく方には、少しではありますが、近くなる

のではないかなと思っております。

(会 長)

他にご質問・ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

(委 員)

確認の意味で教えてほしいのですが、今の説明で、ホームの延長は図解で分かったのですが、ホームの位置自身が東側に少しシフトするということなのですか。

(事務局)

今、画面の方に出ておりますが、上の元々の計画より、いわゆる横断東線から東側に新しいホームといたしますか、新しい駅に少し動きますので、そういった意味では少し距離が長くなります。

(委 員)

こちらの西側入り口がシフトするから、その分距離は・・・。

(事務局)

入り口はおっしゃるとおり西側にシフトはするのですが、実際上の利用するホームについては、若干東側にシフトします。

(会 長)

他にご意見はございませんか。ご意見がないようですので、1号議案について諮りたいと思いますが、私の理解では、皆さんに異議はないと理解しましたが、そのようなことでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案1号は原案どおりに議決いたしました。続きまして、議案2号に入ります。事務局から説明をお願いします。

**議案第2号 黒部都市計画区域のうち用途地域の廃止に伴い拡大する用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について**

(事務局から議案第2号について説明)

(会 長)

黒部市が用途地域の指定を外した動機、理由は何なのでしょうか。



(事務局)

黒部市が都市計画の用途地域を外した動機ということでは、先ほどご説明しましたが、こちらは元々農業をやっている地域です。それで、工業地域として工場を立地することがないことから、黒部市として、この周辺住民の方とお話をされて、白地地域にしたいということで外されたと同っております。

(会 長)

用途地域に指定したのはいつごろですか。

(事務局)

少々お待ちください。手元に資料がなくて、ただし、かなり古い話だと聞いております。

(会 長)

それを、この際用途地域から外すと決めるには、何か動機があるわけですね。かなり古くから用途地域に指定していて、一向に駐車場にも使わない。では、もっと早く外すことができたかもしれませんが、今回外すようにした動機はどこにあるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。外したいという話を聞いて、そうすれば白地地域の形態規制をしなければいけないと考えているところですので、その詳細については、農業の関係をもっと振興させたいという思いもあるのかなという話には考えておりますが、工業ではないなということで、住民のご要望をかなえられたものかなと考えておりますが。

(会 長)

では、この所有地は農業をやっている人たちがその土地を所有しているわけなのですね。

(事務局)

そうです。YKKさんの所有ではございません。

(会 長)

そもそもなぜ指定になったのでしょうか。農家は農業をやっていて、そのような状況にありながら工業地域の指定というのは、なぜそのときになったのだろうか。ちょっとそれも分かりません。

(事務局)

すみません、用途地域を外すということについては、黒部市さんの方でお決めいただいているということですので、すみません、それ以上言いようがないというのが県の立場かなと考えております。

(会 長)

この場に分かる人はいないのでしょうか。

(事務局)

今、黒部市の用途変更の資料を取りにっておりますが、今日の審議は、今もご説明がありましたが、用途地域の決定については黒部市さんの決定事項ということです。

(会 長)

はい。それは分かっています。

(事務局)

ええ。それで、今回は黒部市さんの方で、外された後の処理をどうするかという審議の案件ですので、そのような観点でご審議いただければと思うのですが、黒部市の用途をどうして外したかについては、今ちょっと資料を取りにしておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

(会 長)

素朴な疑問として、それほど簡単にいったん指定したものを白地にするのだろうかというのがあるのですね。それはしばしばあることなのですか。

(事務局)

都市計画ですから、基本的には長い先を見据えての計画なのですが、場所によっては、やはりその用途が必要ないという地域の判断を受けて廃止をしていくことは、これまでもやっているような案件でございます。

(委 員)

先ほどもお話に出てきたのですが、結局 YKK を誘致したいがために、工業地域というものをおる程度多めに指定していたのではないのかなというのが私の考えですが、それはやはり、あまり必要のない部分は除くというのが、黒部市さんの考えなのかなと思います。それで、この基準、容積率、建ぺい率が白地地域においては、私はこの数値はこれでいいのではないかなと思っています。

(会 長)

誘致の場合、多めにやるのだろうか、大体話を決めて、このぐらいの規模で

工場を造る、駐車場が要りますと。で、やってみて足りなければ、私は後でまたもっと増やしていくと。普通はそうではないかなと思ったのですね。最初から多めにやって、後で白地に戻すということをするのでしょうか。

(事務局)

大変お待たせいたしました。今回廃止するエリアですが、工業地域の用途を廃止しまして、圃場（ほじょう）整備も既に実施をされているということで、黒部市さんがこの用地を工業的なものに拡大する可能性が低いと判断をされたということで、今回はその用途を廃止するように黒部市からお申し出があったということで、過日の黒部市での都市計画審議会で、この部分の用途を廃止することが決定されたわけです。

(会 長)

圃場整備をやったのですね。だから、農地に使用しようとしたのですね。形からすれば、変更前の形がいいから、そこまでまとめて用途地域にしたのかもかもしれません。

はい。では、いきさつは分かりました。それで結局この基準値は、用途地域を廃止したけども、現行と同じなのですね。

(事務局)

同じです。

(会 長)

議案2についてご意見はございませんか。委員の皆さん、よろしいですか。そうしたら、異議はないと私は理解しますがよろしいですか。

(異議なしの声あり)

では、2号議案について、原案どおり議決いたしました。続いて3号議案に入ります。事務局から説明をお願いします。

### 議案第3号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について

(事務局から議案第3号について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、委員の皆さま方にご質問・ご意見はございませんか。環境法がご専門の委員さん、いかがでしょうか。

(委 員)

今回は、処理能力は変わらないし、破碎機の種類も変わらない。変わるの新しい敷地の部分だけということでしょうか。

(事務局)

はい。敷地の拡張分があるということのみです。

(委 員)

どのような経緯で拡張することにしたのでしょうか。

(事務局)

そうですね。従前の敷地では破碎の施設からの前面の空間は少し少なめであって、少し窮屈にやっておられたと思うのですが、最初に始められたその後、奥の地面を新たに取得することができたということで、今回の申請に至ったと聞いております。

(委 員)

新しく拡張する部分の周辺の囲いはありますか。

(事務局)

北側は万代塀があって、南側についてはRCの低い壁があるということです。今、スライドの正面に見えるのがその低い部分が南側のRCの壁。その反対側は万代塀です。

(委 員)

これまでの振動騒音に関して周辺から苦情など聞いていますか。

(事務局)

そうですね。そもそも、周りじゅうにこのような施設がたくさんある、集中しているところでして、特段これについて、それから今まで他の周辺の事業者さんに関しても、特に聞いておりません。

(委 員)

保管場所にはどういったものを、どのような形態で保管されているのでしょうか。高さなどが分かれば。

(事務局)

よく見かける大きなコンテナボックスに入れた状態で保管して、雨が降ることも想定されますので、そのような場合にはシートを掛けて水が入らないように管理をすることとしております。

(会 長)

今までの保管は建物内でやっていたのですね。今度は露天になるわけですか。

(事務局)

元々、建物の中では破砕作業だけで、保管については屋外でやっております。

(会 長)

みんな露天ですか。では、今までと同じように、雨がかかるのを防ぐためにシートを被せたりという。

(事務局)

はい、今までもそのようにしております。

(会 長)

他にご意見はございませんか。ご意見がないようでしたら、3号議案は異議がないと理解いたしますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

では、3号議案は原案どおり議決いたしました。続きまして、4号議案に入ります。事務局から説明をお願いします。

#### 議案第4号 産業廃棄物処理施設（高岡市）の敷地の位置について

(事務局から議案第4号について説明)

(会 長)

4号議案について、委員の皆さま方からご意見・ご質問はございませんか。はい、ではどうぞ。

(委 員)

有価物の中から産業廃棄物が加わるということでしょうか。

(会 長)

加わるというより、同じものが有価物から産業廃棄物に変わったと。

(事務局)

はい。

(会 長)

法的評価が変わったということなのですね。

(事務局)

今はまだ有価物として販売しているのですが、それが先ほど言いました経済の状況の変化で、廃棄物として取り扱うことも想定されますので、両方取り扱うということで、有価物として取り扱いながら価格減少が逆転するようなことがあれば、産業廃棄物として処理していくということで、両方やっていくと。ただ、作業としては変わらないということでございます。

(会 長)

今までと同じような事業をやって、取り入れるものが有価物とされていたものの一部分は廃棄物になってしまう。やることは同じだということなのですね。

(事務局)

はい。

(委 員)

新たに搬入するものが増えるのでしょうか。

(事務局)

それは変わりません。今と一緒にございます。

(委 員)

産業廃棄物処理となると新たな規制というか、最終処理の方法等が変わるのですか。

(会 長)

そのために、産業廃棄物のために今回の手続きを取るわけですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会 長)

やっていることは同じけども。要するに、今まで扱っていた有価物の価格は下落したから、有価物でなくなって、法的に廃棄物と名称が変わったから、それに対応するために今回の手続きを踏まざるを得ないから踏んでいると。

(事務局)

はい。そうでございます。

(会 長)

だから、理屈から言えば同じことをやるのだから、騒音、振動だって今までと同じですよ。

(事務局)

はい。そのような考えで。

(会 長)

過去に騒音・振動を測定したのはありますか。この30年の最近でなくて。これは24年に操業しましたね。

(事務局)

今も確認をしたのですが、以前のものはデータとしてはないということで、今のところそういった周辺からの苦情等も併せて、特に私の耳には入っていないところではあります。

(委 員)

ちよっともう一度、同じことかもしれないのですが、4ページに書いてある処理能力が0から146.3tというのは、結局、元は有価物だったから・・・。

(事務局)

はい、そうでございます。

(委 員)

同じ処理能力は今までも同じ、全く一緒だと。

(事務局)

はい。一緒です。

(委 員)

結構、かなりの処理をしているのですね。

(委 員)

一つ追加でよろしいですか。今ご意見があったように、かなり処理能力が大きいといえますか、1日平均で60台ぐらいのトラックが搬入されるということなのですが、これは平均が60なのですが、最大でどれくらい。多いときには例えば倍の100台を超えることなどはあるのでしょうか。

それで、少し気になるのはやはり25tトレーラーという、非常に大きなものが入ってくる場合があるということなので、その辺も確認されているかどうか。

(事務局)

今確認しているのは日平均ということで、最大というのは確認していなかったのですが、先ほども申しましたとおり、敷地に対して建物が1割程度ということで、広大な敷地を施設内に有しておりますので、例えば百何台が一気に来るわけではないものですから、その中で十分許容できるのではないかと考えております。

(委員)

はい。もちろん敷地の中での処理は大丈夫だと思うのですが、搬入出入り口の問題とか、ちょっと小さな地図だけ、この写真ではどれくらいの幅員があるかというのが見えないので。

(事務局)

県道で大きい12m幅の県道がございます。

(委員)

分かりました。まあ、それでも25tトレーラーというのは結構大きなものですので、それがどれくらいの頻度で来るのかなというのは、少し気になったところなのですが。

(事務局)

すみません。

(委員)

今分からなければ結構なのですが、次回、もしこのようなものがあつたときに、それくらいの確認だけはしておいていただけると助かります。

(事務局)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

委員さん、何かございませんか。

(委員)

取り扱うものの性状や処理方法が変わるわけではありませんので。

(会長)

委員の皆さまで、他にご意見はございませんか。考えてみれば、同じことをやっているのに過ぎないですが、では今までだいたい環境に負荷があることをやってきたわけですね。だから、この手続きを踏まないでできたという、むしろ私はそちらの方がおかしいのではないかなという感じがするのですね。



廃棄物の値段の上下で有価物か廃棄物になるかはいいですが、やっていることは同じだから、環境に対する負荷は、今まででも問題があったという。先ほど、苦情はなかったと言われましたね。

(事務局)

はい。

(会 長)

同意だけではなくて、具体的な苦情案件はなかったと。

(事務局)

はい。

(会 長)

そうしましたら、委員の皆さまに他にご意見がなければ、私は異議なしと理解しますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

では、4号議案については原案どおり議決いたしました。本日は1号ないし4号議案を全て議決したことになります。これをもちまして、本日の議事は終了いたします。事務局から連絡事項はございませんか。

(事務局)

どうも皆さま、ありがとうございました。1号から4号まで、慎重に審議を頂きまして誠にありがとうございました。

次回の審議会の開催時期について、私の方からご説明させていただきます。次回はまた、来年の1月頃を予定させていただいております。年始早々のお忙しい時期かと思いますが、大変恐縮ですが、また近日中に皆さまの方に改めて日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

### 3. 閉会

(会 長)

それでは本日はこれをもちまして、第175回富山県都市計画審議会を終了いたします。長時間にわたる慎重なご審議、ありがとうございました。

平成 30 年 11 月 20 日

富山県都市計画審議会会長                      細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員                      小 見 美由紀

富山県都市計画審議会委員                      川 上 智 規